

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十五日

江戸川区長 齊藤 猛

訴之の提起調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	140,400 円	1 件
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	110,000 円	1 件
合 計	250,400 円	2 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	
1	140,400 円	令和5年12月19日	東京簡易裁判所 令和5年(ハ)第55988号	令和5年12月26日	令和3年4月19日	270,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 被告 江戸川区民 (債務者) (連帯保証人)
小計	140,400 円						

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料
 担当部課 教育委員会事務局教育推進課

No.3

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴訟の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	訴訟の提起日	債権発生日	滞納金額	
1	110,000 円	令和5年12月19日	東京簡易裁判所 令和5年(ハ)第55987号	令和5年12月26日	平成30年4月1日	110,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
小計	110,000 円						